

大阪市告示第1634号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年11月28日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	令和7年12月1日（月）	午前3時から 午後9時まで
	令和7年12月8日（月）	
	令和7年12月15日（月）	
	令和7年12月22日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	令和7年12月3日（水）から 同月6日（土）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和7年12月10日（水）から 同月13日（土）まで	
	令和7年12月17日（水）から 同月20日（土）まで	
	令和7年12月24日（水）から 同月27日（土）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）